

## 更なる最低賃金の引上げ及び中小企業支援を求める会長声明

- 1 中央最低賃金審議会（目安に関する小委員会）は、令和6年7月24日に、令和6年度地域別最低賃金額改定の引き上げ額の目安について、全国平均で50円（5.0%）とすることを決めた。これにより、最低賃金の全国平均は現在の1004円から1054円へと引き上げられることになる見込みである。千葉県の最低賃金も、現行の1026円から1076円へと引き上げられる見込みとなった。

今般の50円という引上げ幅は過去最大のものではあるが、他方において、物価の上昇が継続し、実質賃金の減少が長期的に継続していることに鑑みると、最低賃金の水準はなお不十分であると言わざるを得ない。令和6年6月の消費者物価指数（生鮮食品を除く総合指数）は対前年比2.6%の上昇を示しており、特にガソリン価格の高止まりは、自動車移動が必須となる地方の住民の生活を直撃している。<sup>1</sup>また、令和6年5月の実質賃金は前年同月より1.3%減となっており、26ヵ月連続で減少している。<sup>2</sup>

岸田文雄首相は、令和5年8月31日に開催された「新しい資本主義実現会議」において、「2030年代半ばまでに全国加重平均が1500円となることを目指す」と表明している。昨今の経済情勢・物価上昇傾向に照らせば、労働者が賃金によって人間らしい生活を送れるようにするためには、今般の引上げ幅ではなお不十分であり、更なる引上げを図る必要がある。物価上昇による生活への影響が地方においても大きく現れていることに鑑みれば、最低賃金の地域間格差も速やかに解消されなければならない。

- 2 また、今般の最低賃金の引上げに際し、これと合わせて、賃金額を引き上げる企業に対する適切な助成がなされなければならない。当会は、これまでも国の「業務改善助成金」制度の改善を繰り返し求めてきたところであり、史上最大の引き上げ幅となった今年度においては、広く同制度が活用されることが求められている。

国は、現行制度の活用について、積極的な広報に努めるべきである。

また現行の「業務改善助成金」制度は、なお改善の余地が大きい。賃金の引上げは、そのこと自体によって労働者の労働意欲を喚起し生産性を向上させるものであるという視座のもと、①同助成金の申請に際して策定が求められる賃金引上計画について、引上予定額の幅の下限を引き下げる、②業務改善計画の策定を必須とせず、賃金引上計画のみによる助成を可能とする、③助成率及び助成上限額を引き上げる、などの改善を図るべきである。

現行の「業務改善助成金」制度については、従来からその使い勝手の悪さ・利用率の低さが指摘されてきたところであるが、この制度は、最低賃金の引上げの実効化に直結する重要な制度である。今般の最低賃金の大幅引上げは、急激な物価上昇に対応するた

---

1総務省統計局「2020年基準 消費者物価指数 全国 2024年(令和6年)6月分」  
<https://www.stat.go.jp/data/cpi/sokuhou/tsuki/index-z.html>

2厚生労働省・毎月勤労統計調査・令和6年5月結果確報  
<https://www.mhlw.go.jp/toukei/itiran/roudou/monthly/r06/2405r/dl/pdf2405r.pdf>

めの施策の一環であるという側面もあることに鑑み、新型コロナウイルス流行時の持続化給付金や家賃支援給付金の例を参考として、その要件及び手続の簡素化と相談窓口の充実を図るべきである。

また、最低賃金の引上げに伴う事業者の負担を緩和するために、事業場内最低賃金の引上げを行った事業者に対する社会保険料の事業主負担分の減免等の施策も、併せて行われるべきである。

- 3 以上から、当会は、政府に対し、最低賃金の更なる引上げを求めるとともに、実効性ある中小企業支援策の策定、実施を求めるものである。

令和6年9月10日

千葉県弁護士会会長 島田 直樹